

Title	NPO法人による専門職大学院設立のための研究(人材問題)
Author(s)	宮城, 健; 吉田, 匡; 高橋, 修; 杉八合, 勲; 新城, 榮一
Citation	年次学術大会講演要旨集, 19: 497-498
Issue Date	2004-10-15
Type	Conference Paper
Text version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/10119/7150
Rights	本著作物は研究・技術計画学会の許可のもとに掲載するものです。This material is posted here with permission of the Japan Society for Science Policy and Research Management.
Description	一般論文

○宮城 健, 吉田 匡, 高橋 修, 杉八合勲, 新城榮一(東北大工学)

教育の多様化を求める大きな流れがある。

文部科学省は、地域を限定して規制を緩和する構造改革特区で株式会社による学校経営を認め、本年4月より、株式会社による大学、専門職大学院、中学校、高校などが開校している。

構造改革特区とは、地方自治体などが一定の地域を対象とする経済活性化事業を独自に提案し、政府が実現可能と判断すれば、必要な規制の撤廃・緩和を特例として認めるものである。医療、農業、福祉など10分野からなり、教育に関する分野は教育特区と呼ばれ、今まで教育特区では英語による小中一貫教育やフリースクールを運営するNPOが不登校の子供たちのための学校の設立などが提案されている。

特に株式会社やNPO法人の学校設立は提案数も多かったため、文部科学省は昨年2月に設立を認める方針を決定しているが、開校にあたり条件があり、財政状況の公開や第三者による教育内容の評価などがあげられている。(教育は規制緩和の効果や弊害の評価に最も時間のかかる分野である。)なお、現状ではNPOによる学校経営の事例はないが、文部科学省でもNPO担当部局が設置されるなど近い将来認められる可能性が高くなっている。

規制緩和で教育サービスの選択肢を拡大したい・・・

政府の規制改革・民間開放推進会議は、構造改革特区で始まった多様な教育の手段の芽をいかに育てるか苦心している。苦心しているのは、学校法人以外の新しい教育設置主体による教育サービスへの参入する壁をいかに取り除くかという点である。

その中の問題は、現在、特区で認定された新規参入者に学校法人与同等の補助金などを与えることは出来ないこと。つまり、株式会社やNPOでは私学助成が受けられないことである。

少子化で競争は激化している。全体の予算も削られる現状で既存の私学などの反発は必至だ・・・学校教育法などによる公の支配に入っていけないという法律上の問題を盾に株式会社やNPOへの私学助成の拡大に抵抗を見せる文部科学省の職員の本音も見える。

本来、教育は、政府が国民に強制するべきものではなく、国民が選択する教育サービスであるべきではなかろうか。

常に念頭におく必要があるのは誰のための教育なのかということ。答えは当然子ども(学生)。子どもたち(学生)がこれから日本で、そして世界で生きていくときに笑顔でいら

れることが最大の目的であるはず。子ども（学生）は自分で制度を変えたり、先生を変えたりすることはできない。だからこそ、多様性の担保が必要ではないか。

明治以来、国民に義務として画一的な教育を強いてきた伝統を見直して多様な内容の教育を受ける権利を保障することが21世紀の課題となってくる。

本発表では、実際に NPO 法人による専門職大学院設立のために活動している発表者が実際の体験から大学院設置のための現状の問題点を整理しながら、今後の展開を探っていきたい。